

参加資格・提案審査に関する質疑・回答書

枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託に係るプロポーザルの参加資格・提案審査に関する質疑事項がありましたので、以下の通り回答します。

件 名		枚方市児童育成支援拠点事業(東部)業務委託
No.	質 疑 事 項	回 答
1	ソーシャルワーク専門員配置加算ですが、年度途中の入退社の場合、加算額はどのようになりますか。早期確保には全力で取り組む前提です。	仕様書 7. (1)に示すとおり、週 1 日以上配置により、委託料の加算を行います。配置を予定する場合は、配置を含めた企画提案書および見積書を提出してください。 年度途中の入退社がある場合は、配置実績の期間に応じて按分し、委託料について減額の変更契約を行います。
2	臨床心理専門員配置加算 ですが、年度途中の入退社の場合は、加算額はどのようになりますか。早期確保には全力で取り組む前提です。	No.1 と同様
3	臨床心理専門員を満たす条件を詳しく教えてほしい。資格保持者のみでしょうか？臨床心理士と公認心理師のみですか。	仕様書 7. (1) ③の【要件】に示すとおりです。資格の有無は問いません。
4	3 年間の補助はありがたいし、3 年で体制が整えることができますが、4 年目以降の補助金の見通しを教えてくださいませ。私たちの未来である子供たちにとってすごくいい場になると確信しておりますが、4 年目以降補助がなくなると同様のサービスが継続できる見通しがたちません。	契約期間終了後の次期委託契約につきましては、委託契約における公平性・透明性の観点と 3 年間の業績やノウハウの継続的な活用といった観点を踏まえ、選定方法を検討していく考えです。

5	申し込み（プレゼン）時点で、物件契約はできていない状態ですが、予定での申し込みで大丈夫でしょうか。申し込み時に場所が契約できていないため、事業開始時の際に場所が変わる可能性があっても大丈夫でしょうか。（指定エリア内で探します）	答申後に物件が変更となる場合は、仕様書 7. (1) に示す条件かつ予定物件の同等以上を可とする考えですが、事前に発注者との協議が必要です。
6	現時点での管理者は確定しているが、退職又は引っ越しなどで継続不可になった場合などが想定されます。その場合は変更可能でしょうか。	仕様書 7. (1) ①の【要件】を満たすかを確認の上、変更可能です。
7	⑤配置予定の管理者及び担当者の実績調書の欄に「所属・職名」とあります。それは現時点のものを記入ですか。それとも事業開始後の予定の「所属・職名」ですか。	現時点の「所属・職名」です。
8	⑥業務工程表の作成がありますが、準備期間は想定できますが、事業開始後の業務工程というものは具体的にはどういうものを指しますか。	事業開始後は、仕様書 9. (2) および仕様書 14. の事項を実施するためのスケジュールを想定しています。
9	業務実施体制調書にある「現在の担当業務数」とは、何でしょうか。	本人が携わっている運営事業や業務案件（軽微なものは除く）の合計数を記入してください。
10	対象児童について、小学生・中学生・高校生世代のうち、主に想定している年齢層はありますか。	現在、他エリアで実施中の同事業における登録児童世代別割合は、小学生 50%、中学生 35%、高校生 15% です。地域性によりますが、登録割合としては、小学生が高くなる可能性があると考えています。
11	利用児童は市が選定・決定するとの理解でよいですか。	お見込みのとおりです。
12	生活困窮、ひとり親、ヤングケアラー、不登校、発達特性、養育環境の課題など、対象児童の優先順位や想定割合はありますか。	利用児童は複合的な課題を抱えている可能性が高く、課題ごとの優先順位、想定割合はありません。

13	本事業におけるケースマネジメントの主担当は市であり、受託者は日々の支援・観察・記録・報告・連携を担うという理解でよいですか。	児童が本事業を適切に利用するためのケースマネジメント（ニーズ把握、支援計画立案、関係機関との連絡調整等）は、受注者が担うものと考えています。
14	児童・家庭の状況悪化、虐待疑い、ネグレクト、家庭内暴力、希死念慮等を把握した場合の報告先・手順・標準フローはありますか。	仕様書 10.(2)に示すとおり、児童から権利侵害に係る相談を受ける等によって、その事実が確認できたときは、発注者に報告が必要です。報告後は個別対応の可能性が高いため、本市支援担当者との連携のもとで対応ください。手順等は実効性が必要であり、受注者にて実情に即し作成ください。作成の際は必要時ご相談ください。
15	学校、医療機関、児童相談所、相談支援事業所等との情報共有は、市を介して行うのか、受託者が直接行うことも想定されているのかを教えてください。	仕様書 8.(2)⑥および 9.(2)に示すとおり、想定しています。方法等については必要時ご相談ください。
16	祝日の開所は必須ですか、任意ですか。長期休暇期間中も、通常期と同じ開所日・開所時間でよいですか。	仕様書 4. (2)、(3)を満たした上で、祝日及び長期休暇期間の開所について、対象とする児童に対して本業務の目的が効果的に達成できるよう開所日を検討ください。
17	昼食・夕食の提供について、毎開所日に必ず両方を提供する必要がありますか。それとも、日中利用児には昼食、放課後利用児には夕食という形でよいですか。	仕様書 8.(2)に示すとおり、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備することとします。
18	提案時点で実施予定場所が未確定の場合、候補物件の概要・エリア・想定図面を示す形で応募可能ですか。また、採択後に物件が変更となる場合、市との協議により可能ですか。	No.5 と同様
19	本事業について、受託者が独自名称・通称を付けて運営することは可能ですか。	可能です。ただし、事前に発注者と協議を行い、発注者の承認を得たものに限りします。